

常務理事	事務長	課長	係

サノフィ健康保険組合 御中

健康保険任意継続被保険者資格取得申出書

任意継続の資格を取得した後、毎月の納付期限までに保険料を納入しなかった場合には健保法第38条に基づき、翌日をもって資格喪失となることを了解いたします。

退職前の健康保険被保険者証		氏名	性別	生年月日
記号	番号		男 女	年 月 日
住所（納付書送付先）				
〒				
携帯 電話		メール アドレス	@	
口座情報（本人のものに限る）注）保険料の還付、返金が発生した場合にのみ使用。保険料の自動引落はできません。				
金融機関名：		支店名：	口座種別：	
口座番号：		口座名義（カタカナ）：		
勤務していた事業所名			資格喪失日（退職日の翌日）	
			年 月 日	

被扶養者届						
氏名	性別	生年月日	続柄	職業	状況	
	男 女	年 月 日			同居 別居	有り（ ）円/月 無し
	男 女	年 月 日			同居 別居	有り（ ）円/月 無し
	男 女	年 月 日			同居 別居	有り（ ）円/月 無し
	男 女	年 月 日			同居 別居	有り（ ）円/月 無し

納付方法（どちらかにしを入れてください。）	
<input type="checkbox"/> 毎月払い 毎月10日（土日祝日は翌営業日）までに振込にて支払い 毎月の納付期限までに保険料を納入しなかった場合には健保法第38条に基づき、翌日をもって資格喪失となります。	<input type="checkbox"/> 前納払い 年度末3月分までを一括支払い 前納された保険料は、次の理由以外では返還できませんので、ご注意ください。 ● 就職して健康保険被保険者となったとき ● 後期高齢者医療制度の被保険者となったとき ● 被保険者本人が死亡したとき

- 退職後20日以内に健保に届くようにご提出ください。
- 同月得喪・資格を取得した月に喪失した場合の保険料は、**返金することができません。**

例) 4月1日に任意継続取得、4月15日に任継を喪失→返金できません。
 4月1日に任意継続取得、5月15日に任継を喪失→返金できます。